

## 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の概要

### 1 趣 旨

新型コロナウイルス感染症に対する防疫等業務の特殊性に対応するため、職員の特務手当（防疫等業務手当）の上限額を改正する。

### 2 改正内容

令和2年2月1日に指定感染症として政令指定された新型コロナウイルス感染症から区民等の生命および健康を保護する業務に従事する職員に対し支給する防疫等業務手当について、業務内容に応じて手当額を支給するため、上限金額について改正する。

#### 【特殊勤務手当（防疫等業務手当）】

現行支給上限額：日額 680円

改正支給上限額：日額4,000円

### 3 支給対象となる業務について

新型コロナウイルス感染症の患者またはその疑いのある者に接する業務

基準業務	手当額
患者またはその疑いのある者の身体に直接接触する作業、患者またはその疑いのある者に長時間にわたり接して行う作業	作業1日あたり 4,000円
患者またはその疑いのある者に接して行う作業	作業1日あたり 3,000円

### 4 施行期日

公布の日（令和2年2月1日より適用する）

職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。</p> <p>2 <u>保健所に勤務する職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）から区民等の生命および健康を保護するために行われた措置に係る業務であって、規則で定めるものに従事したときは、防疫等業務手当を支給する。この場合において、第5条の規定は適用しない。</u></p> <p>3 <u>前項に規定する手当の額は、従事した日1日につき4,000円を超えない範囲内において規則で定める。</u></p> <p>4 <u>付則第2項の規定により防疫等業務手当を支給する場合には、第10条中「第3条から前条まで」とあるのは、「第3条、第4条、第6条から前条までおよび付則第2項」とする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この条例は、平成10年4月1日から施行する。</p>